

第2節 優れた自然環境と生物多様性の保全

1 自然公園等の指定

●現状と課題

我が国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域、都道府県を代表する優れた自然の風景地を「自然公園法」に基づいて、それぞれ国立公園、国定公園、県立自然公園に指定し、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として、適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。また、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。

(自然公園等指定状況は、資料編「自然環境2・3」参照)

図表 3-2-1 自然公園の面積（平成19年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成19年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区 1,248、普通地区 806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境保全室

【施策の方向】

- 「自然公園法」「自然環境保全条例」等に基づく優れた自然や貴重な動植物が生息する地域の保全・管理

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。
 2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すくれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

●施策の展開

- 優れた自然の風景を有する地域や貴重な動植物の生息する地域を自然公園や県自然環境保全地域等として指定し、その保全・管理に努めます。

平成18年度に講じた施策・平成19年度に講じる施策

ア 自然公園等の保全と管理〔自然環境保全室〕

公園指定以降の自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直し（再検討・点検）を行うとともに、保護と利用の調和を図ります。

【平成18年度事業実績】公園計画に基づいた適正な保護・管理を行い、自然公園指導員等による利用の適正化や事故の防止に努めました。

【平成19年度事業内容】引き続き、公園区域内を適正に保護・管理し、景観の維持や利用の増進を図ります。

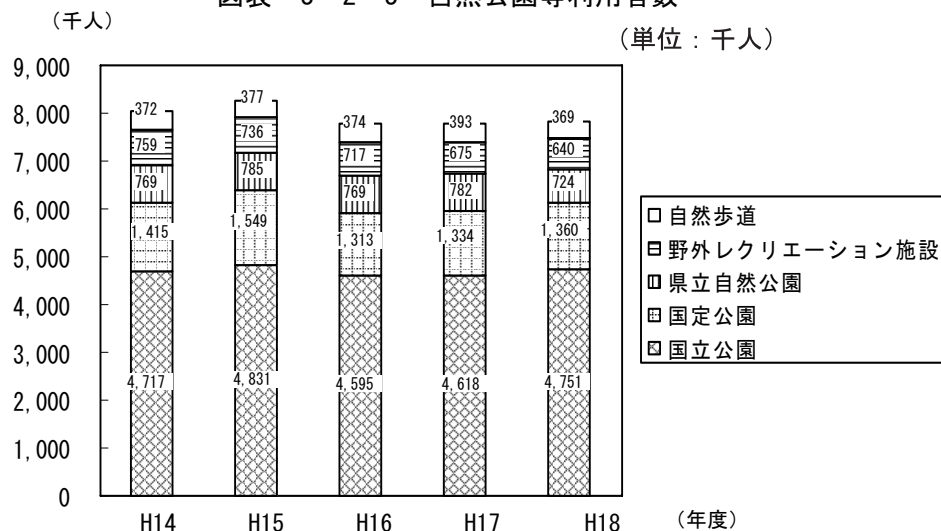
2 自然とのふれあいの増進

●現状と課題

余暇時間の増加等に伴い自然とのふれあいを求める県民ニーズが高まっているものの、施設設備の老朽化や自然公園等に求められる機能の多様化等により、利用者数は概ね横ばい傾向にあります。

(自然公園等位置図は、資料編「自然環境1」参照)

図表 3-2-3 自然公園等利用者数



資料：自然環境保全室

図表 3-2-4 自然公園利用者数

(単位：千人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国立公園	4,717	4,831	4,595	4,618	4,751
国定公園	1,415	1,549	1,313	1,334	1,360
県立自然公園	769	785	769	782	724
合計	6,901	7,165	6,677	6,734	6,835

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-5 野外レクリエーション施設等利用者数

(単位：千人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県民の森	174	150	145	148	127
もみのき森林公園	203	204	194	191	163
県民の浜	97	77	84	68	66
中央森林公園	285	305	294	268	284
県自然歩道	36	47	45	41	41
中国自然歩道	336	330	329	352	328
合計	1,131	1,113	1,091	1,068	1,009

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-6 野外レクリエーション施設等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
県 自 然 歩 道	127 Km
中 国 自 然 歩 道	464 Km

資料：県自然環境保全室

【施策の方向】

- 県民の自然とのふれあいを増進するための自然公園や野外レクリエーション施設等の整備・管理の推進

● 施策の展開

- 自然公園等においては、地元市町、関連機関等との密接な連携のもと、県民の自然とのふれあう機会を増進するため、施設等の計画的な整備・改修を推進します。
- 幅広い年齢層を対象に、体験を通じて自ら考え、調べ、学び、行動する過程を重視した環境学習を推進するため、豊かな自然に恵まれ、宿泊研修機能を備えた自然公園施設や野外レクリエーション施設について、体験型環境学習拠点としての機能を強化します。

平成18年度に講じた施策・平成19年度に講じる施策

ア 自然公園等施設整備事業 [自然環境保全室]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（県自然歩道、中国自然歩道））においては、地元市町、関連機関等との密接な連携のもと、県民が自然とふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザインの¹導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図ります。

【平成18年度事業実績】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
	牛小屋高原	園路、炊事棟改修
	八幡湿原	自然再生実施計画策定等
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡（中国自然歩道）	歩道安全対策
	帝釈峡	グランド改修
	比婆山	公衆トイレ、車道設計
県立自然公園	三倉岳	野営場改修
	神之瀬峡	修景緑化
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公園	機械設備改修
	県民の浜	空調・給湯設備、砂浜改修
	中央森林公園	自転車道橋梁改修、休憩所
長距離自然歩道	中国自然歩道（絵下山・茶臼山ルート）	歩道改良、休憩所

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

1 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

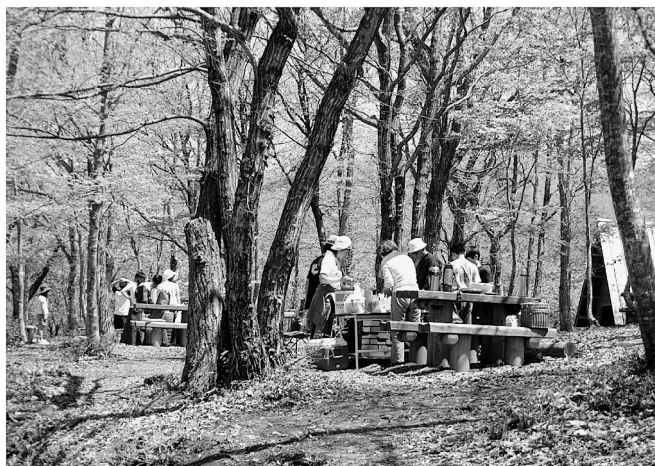
【平成19年度事業内容】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	歩道復旧
	極楽寺山	給水施設再整備
	野呂山	グラウンド改修
	神峰山	車道改修
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
	八幡湿原	自然再生
比婆道後帝釈国定公園	帝釈（中国自然歩道）	歩道安全対策
	帝釈峡	ケビン屋根改修
	比婆山（県民の森）	公園道復旧，給水施設改修
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公園	トイレ改修
	中央森林公園	園路改修，建物基礎修繕
	県民の森	公園センター屋根改修等

※1箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載



自然の中での結婚式



林間でのデーキャンプ

3 豊かな森林の保全と再生

●現状と課題

森林は、水源かん養，山地災害防止，地球温暖化防止，生活環境保全，保健休養，生物多様性の保全などの公益的な機能を有しています。

本県の森林面積は，県土面積の約7割に当たる612,992ha（平成19年4月現在，全国第10位）であり，面積は横ばいで推移し，森林蓄積量は微増傾向にあります。

現存植生は99%以上が代償植生であり，自然植生は非常に貴重なものとなっています。全森林面積に対する保安林率は40%に達し，県土の保全，水源のかん養，土砂の流出その他災害の防備，レクリエーションの場の提供など，森林の公益的機能の維持増進に大きな役割を果たしています。所有形態別にみると，国有林は49千haで全体の8%に過ぎず，残りの564千haが民有林で92%を占めています。民有林のうち松林が約200千haと民有林面積の約35%を占め，全国一です。松林は，県土の保全や景観形成等，様々な機能を通じて，県民生活を支える重要な役割を担っていますが，松くい虫による被害が県内ほぼ全域に広がっており，貴重な資源である松林を松くい虫被害から守っていく必要があります。

また，森林所有者だけでは維持管理が困難となっている森林が増加しており，県民の理解と参加を得ながら，森林の公益的機能を持続的に維持発揮できる多様な森林づくりが必要となっています。

なお，瀬戸内海沿岸部を中心に森林火災が発生しており，出火件数は長期的には減少傾向にあるものの，今後も予防啓発による防止が必要です。

図表 3-2-7 所有形態別森林面積及び蓄積（平成19年4月1日現在）

所有形態		面積・蓄積		面積		蓄積	
		面積 (千ha)	構成比 (%)	面積 (千ha)	構成比 (%)	蓄積 (千m ³)	構成比 (%)
国 有 林		49	8	7,727	8		
民 有 林	公 有 林						
	県 営 林	9	1	1,714	2		
	市町村有林	33	5	4,769	5		
	財産区有林	8	1	930	1		
	小 計	51	8	7,413	8		
私 有 林		513	84	76,564	83		
計		564	92	83,976	92		
合 計		613	100	91,703	100		

(注) 1 国有林は，近畿中国森林管理局「国有林の地域別森林計画書」（平成19年4月公表）

2 民有林は，県林業振興室「地域森林計画書」（平成19年4月公表）

3 内訳は，四捨五入のため一致しない。

資料：県林業振興室

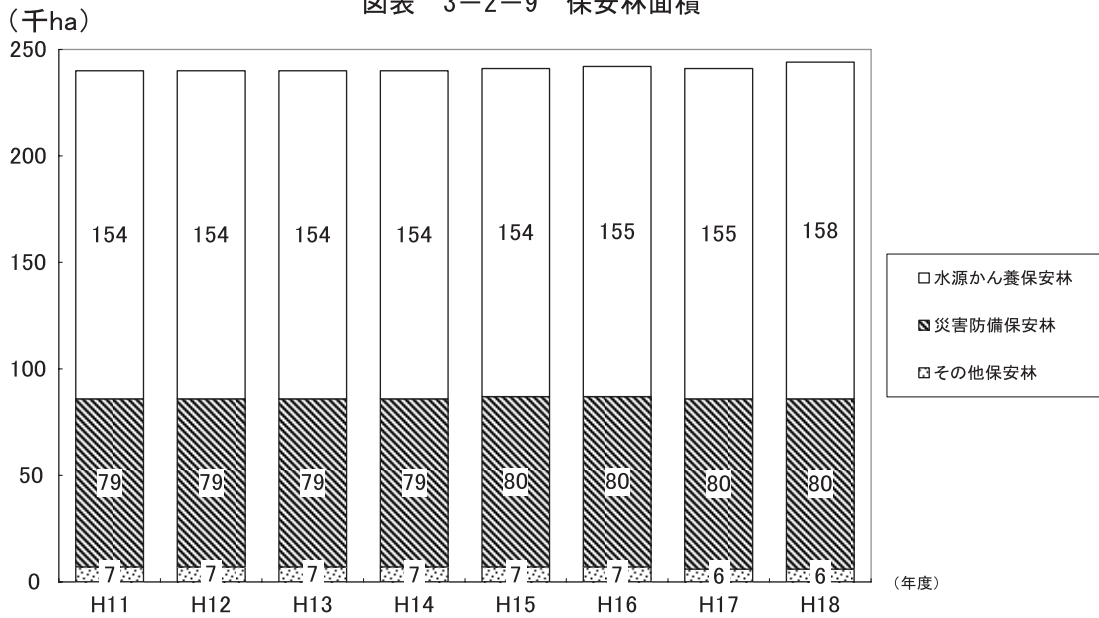
図表 3-2-8 民有林の資源構成（平成19年4月1日現在）

区分	面積 (千ha)	構成比 (%)	蓄積 (千m ³)	構成比 (%)	ha当たり (千m ³)	
人工林	針葉樹	168	30	35,056	42	209
	広葉樹	5	1	163	0	33
	計	172	30	35,219	42	205
天然林	針葉樹	175	31	29,445	35	168
	広葉樹	203	36	19,312	23	95
	計	378	67	48,757	58	129
その他	13	2	—	—	—	
合計	564	100	83,976	100	149	

(注) 1 県林業振興室「地域森林計画書」（平成19年4月公表）
 2 内訳は、四捨五入のため一致しない。

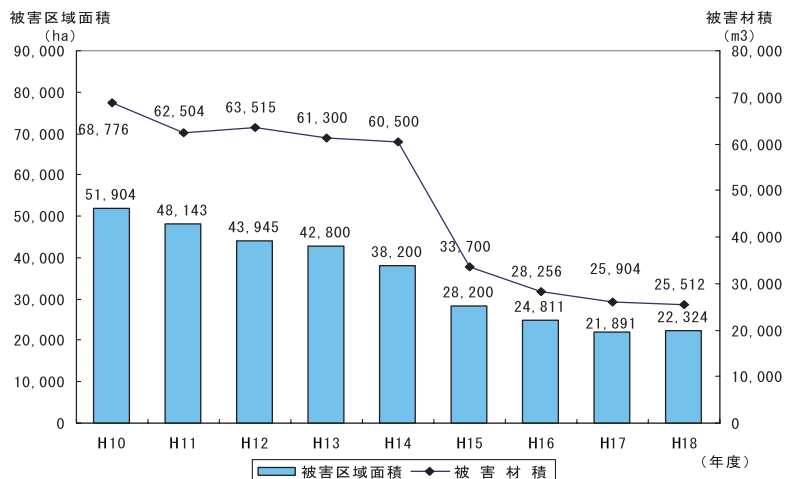
資料：県林業振興室

図表 3-2-9 保安林面積



資料：県治山室

図表 3-2-10 松くい虫による被害区域面積及び被害材積



資料：県森林保全室

【施策の方向】

- 森林の状態や植生，所有の形態等に応じた保全・再生の推進

● 施策の展開

- 県土面積の7割を占める森林は，水源かん養，山地災害防止，保健休養，生物多様性の保全などの機能を有しており，地域の特性に応じた保全を推進します。
- 優れた自然環境を有する森林の保全を図るため，「自然環境保全条例」に基づく保全地域等の指定を推進するとともに，「県みどりと景観の基金」を活用した公有化の検討や保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等，適正な管理を行います。
- 植物の自生地や野生生物の生息地として重要な天然林は，県自然環境保全地域として厳正な保護・管理を行います。
- 重要水源地域においては，流域単位で水源かん養保安林，干害防備保安林を指定し，適切な管理を行います。
- 森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため，県民共有の財産である森林を環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる取組を行います。
- 奥地森林に広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進します。
- 自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。

平成18年度に講じた施策・平成19年度に講じる施策

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境保全室]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため，「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域等の指定を行うとともに，「県みどりと景観の基金」を活用した県自然環境保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等，適正な管理を行います。

【平成18年度事業実績】 自然保護協力奨励金として815件3,562千円，立木損失補償金として253件14,485千円を交付しました。

【平成19年度事業内容】 引き続き，指定地域内における立木の伐採規制等各種行為規制の代償として補償等を行い，私権との調整を図ります。

イ 流域林業活性化推進事業 [林業振興室]

市町を超えた流域での森林の整備，林業振興を図るため，流域内の森林・林業関係者による協議及び情報収集・提供により関係者の合意形成を促進し，低コスト林業及び木材供給等，流域一体となった取組を推進します。

【平成18年度事業実績】 太田川流域森林整備センター，瀬戸内流域森林整備センター，江の川・高梁川上流流域森林整備センターにおいて，森林・林業情報の収集・提供，木材安定供給確保推進活動を実施しました。

【平成19年度事業内容】 引き続き，同様の事業を実施します。

ウ 森林整備地域活動支援事業〔林業振興室〕（再掲）

林業事業体が実施する「森林の現況調査」や集約化された団地で行う「施業実施区域を明確化するための作業」、「歩道の整備等」の地域活動を支援することにより、森林の施業・経営を集約化する低コスト林業団地の整備を促進し、持続可能な林業経営の確立を図ります。

【平成18年度事業実績】367団地（14市町）の29,057haに対し、290,566千円を交付しました。

【平成19年度事業内容】引き続き事業を計画しています。

エ 森林整備事業（造林事業）〔林業振興室〕（再掲）

奥地の森林を対象に、広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進するとともに、自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。

【平成18年度事業実績】従来のスギ・ヒノキの一斉造林のみでなく、広葉樹造林、育成複層林施業等の多様な森林整備を実施しました。（整備面積：9,628ha）

【平成19年度事業内容】地域の森林の重視すべき機能に応じて、育成単層林整備のほか、育成複層林の整備等の多様な森林整備を実施します。（整備予定面積：8,358ha）

オ 森林病虫害駆除事業・松くい虫防除緊急対策事業〔森林保全室〕（再掲）

保安林等公益的機能の高い保全すべき松林を松くい虫被害から守るため、地上散布のほか、伐倒駆除、特別伐倒駆除（被害木の焼却・破砕）、被害拡大未然防止対策緊急防除（被害木に薬剤空中散布）等を実施するとともに、感染源を除去するために保全すべき松林の周辺松林の樹種転換を推進します。

【平成18年度事業実績】予防事業として、7市町で空中散布（2,290ha）を実施したほか、地上散布（28ha）、駆除事業として緊急防除（330 m³）、特別伐倒駆除（351 m³）、伐倒駆除（2,049 m³）、衛生伐といった各事業を総合的に実施しました。

【平成19年度事業内容】予防事業として、地上散布（38ha）、駆除事業として、緊急防除（400 m³）、特別伐倒駆除（600 m³）、伐倒駆除（4,240 m³）、衛生伐といった各事業について総合的な実施を計画しています。

カ 山火事ゼロ推進特別事業等〔森林保全室〕

林野火災の発生が集中する時季にかけて、「山火事注意」の懸垂幕の設置、予防対策会議や防止対策パンフレットなどを利用した林野火災予防キャンペーンなど予防啓発を行っています。

また、平成12年度に全国初となる林野火災予防情報システムを導入し、平成12～14年度の間に観測ステーションを8基設置するとともに、ラジオスポット放送及び林野火災予防情報システムを活用した「山林乾燥情報」のテレビ放映を通じた予防啓発により、県民への防火意識の啓発を図っています。

【平成18年度事業実績】林野火災予防情報システムの維持管理を行うとともに、「山林乾燥情報」のテレビ放映や山火事予防ラジオスポット放送を通じて、防火意識の啓発を行いました。

【平成19年度事業内容】引き続き、林野火災予防情報システムの維持管理を行うとともに、テレビやラジオ放送を通じた防火意識の啓発を行います。

キ 緑化活動推進事業〔森林保全室〕（再掲）

県民参加による森林づくりを推進するため、関係団体と連携し、緑化や育樹に関するイベントを開催するなど、森林に対する普及啓発活動を行います。

【平成18年度事業実績】第30回全国育樹祭サテライト会場ひろしま「山の日」県民の集い（広島市、廿日市市、東広島市、庄原市）、みどりの集い（緑化センター）の開催、森林イベントカレンダー配布や森林ボランティアの支援により、普及啓発しました。

【平成19年度事業内容】引き続き、ひろしま「山の日」県民の集い、みどりの集い（緑化センター）の開催等を計画しています。

ク 第30回全国育樹祭開催事業〔森林保全室〕

健全で活力ある森林を次の世代に引き継いでいくため、県民参加のみどりづくりを一層推進する契機として「第30回全国育樹祭」を開催しました。

〔開催日・場所：平成18年10月22日（日）広島県立中央森林公園（三原市）〕

【平成18年度事業実績】第30回全国育樹祭，全国緑の少年団活動発表大会，育林技術交流集会，森林・林業・環境機械展示実演会，育樹祭記念県民フォーラムを開催しました。

ケ 水源林造成事業〔森林保全室〕（再掲）

⇒ 詳細は「第2章第1節3 健全な水循環の確保」（p46）

コ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進〔治山室〕（再掲）

水源かん養，災害防備等の森林の公益的機能の維持増進を図るため，地域森林計画に基づき，保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに，これらの保安林の適切な管理に努めます。

【平成18年度事業実績】67件，375haの保安林を新たに指定し，27件，23haの保安林を解除しました。

【平成19年度事業内容】65件の保安林を新たに指定する見込です。

サ 治山事業（山地災害対策事業・保安林整備事業等）〔治山室〕

県土の開発や都市化の進展に伴う山地災害危険地区対策，水需要の増大に係る水源森林の整備，都市周辺森林における環境保全対策等，県土の保全や基盤の充実に努めます。

【平成18年度事業実績】平成16年度を始期とする「森林整備保全事業計画」（平成16～20年度，基本方針：安全で安心して暮らせる国土づくり，豊かな水を育む森林づくり，身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり）に基づき，144箇所において治山施設の整備及び森林の整備を実施しました。

【平成19年度事業内容】引き続き「森林整備保全事業計画」に基づき，134箇所において，治山施設の整備及び森林の整備を実施します。

平成19年度に講じる施策（新規）

ア ひろしまの森づくり事業〔森林保全室〕

県土の保全や水源かん養など，森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため，「ひろしまの森づくり県民税」を財源として，県民共有の財産である森林を，環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる事業を推進します。

【平成19年度事業内容】放置され荒廃した人工林の間伐，里山林の整備，間伐材利用対策，環境緑化対策などの事業を計画しています。

4 水辺の保全・再生

●現状と課題

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性が認識され、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や親水性や景観に配慮した護岸整備が進められています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・育成等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。

(自然海浜保全地区指定状況は、資料編「自然環境4」参照)

図表 3-2-11 自然海浜保全地区数及び面積（平成19年4月1日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-12 海岸線の状況（再掲）

		自然海岸		半自然海岸		人口海岸		河口部		総延長
		延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	km
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2

出典：環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査

図表 3-2-13 藻場・干潟の現存面積と消滅面積（再掲）

	藻場 (ha)		干潟 (ha)	
	現存面積	消滅面積 (昭和53年度以降)	現存面積	消滅面積 (昭和53年度以降)
広島県	1,842	251	1,068	99
全国	142,459	65,156	49,380	5,920

出典：環境庁第5回（平成7・8年度）自然環境保全基礎調査

【施策の方向】

- 自然とのふれあいの場である河川や海岸・海浜などの水辺の生物の生息・育成環境に配慮した保全・再生

(1) 自然環境に配慮した河川の整備

- 水生生物の移動の分断を回避する魚道の整備，水際部の水生植物の維持・回復のための自然石を使った岩組み・石積み，魚巣ブロック・ホタル護岸など，地域の状況を考慮した工法の採用等により，自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

平成 18 年度に講じた施策・平成 19 年度に講じる施策

ア 多自然型川づくり [河川企画整備室]

水生生物の移動の分断を回避する魚道の整備，水際部の水生植物の維持・回復のための自然石を使った岩組み・石積み，魚巣ブロック・ホタル護岸など，地域の状況を考慮した工法の採用等により，自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

【平成 18 年度事業実績】沼田川，長瀬川，小河原川などにおいて，地域の状況を考慮した工法により整備をしました。

【平成 19 年度事業内容】引き続き，地域の状況を考慮した工法により整備を行います。

(2) 海岸・海浜や海の自然の保全と再生

- 優れた環境を有する海岸は「自然海浜保全条例」に基づいて自然海浜保全地区に指定し，保全に努めます。
- 藻場や干潟は，水質の浄化機能を有し，魚介類の産卵・生育等の場としても重要であることから，残された貴重な藻場・干潟の保護・保全と再生を図ります。
- ミティゲーション¹の考え方に基づき，自然と調和のとれた港湾の整備，自然環境や生態系の保全・再生を積極的に進めるとともに，藻場，干潟や湿地等の保全・復元などの自然再生事業を推進します。

平成 18 年度に講じた施策・平成 19 年度に講じる施策

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境保全室]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し，自然海浜の保全及び適正な利用を図ります。

【平成 18 年度事業実績】県内 19 箇所指定されている自然海浜保全地区の保全と適正な利用に努めました。

【平成 19 年度事業内容】引き続き，自然海浜保全地区の保全と適正な利用に努めます。

1 ミティゲーション：開発事業等の行為による環境影響を緩和するための環境保全措置。行為の全部または一部を行わないことにより影響を「回避」すること，影響を回避できない場合には行為の実施の程度または内容を変更することにより影響を低減すること，回避・低減しても残る影響により失われる環境については同等の環境を創出することにより「代償」することを総体とした概念であり，影響の回避をまず優先し，それから低減を検討し，どうしても残る影響について代償を検討するよう検討の優先順位を明らかにしている。

イ 水産基盤整備事業〔漁港漁場整備室〕（再掲）

藻場や干潟などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成の場づくりや優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産量の増大を図ります。

【平成18年度事業実績】藻場の造成（江田島2.3ha、沼隈0.4ha）、漁礁の設置（呉市他3箇所5,734空 m^3 ）、海底の清掃（呉市13.4k m^2 ）を行いました。

【平成19年度事業内容】引き続き、藻場の造成（江田島1.5ha）、漁礁の設置（呉市他2箇所3,528空 m^3 ）、海底の清掃（呉市他2箇所21.4k m^2 ）を行います。

ウ 河川清掃等業務委託事業〔道路河川管理室〕

エ 河川清掃「クリーン太田川」〔道路河川管理室〕

オ 広島県ラブリバー制度推進事業〔道路河川管理室〕

⇒ ウ、エ、オの詳細は「第4章第1節 県民の実践活動に対する支援」（p156）

カ 放置艇の規制〔港湾管理室〕（再掲）

キ 港湾環境整備事業〔港湾企画整備室〕（再掲）

⇒ カ、キの詳細は「第3章第3節 身近な自然環境の保全」（p134, 135）

5 生物多様性の保全

●現状と課題

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、そして気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有する一方で、平成3年から平成6年に実施した「緊急に保護を要する野生生物の種の選定調査」により、絶滅のおそれのある野生生物種を選定しています。このうち、緊急に保護対策を要するミヤジマトンボなど動物7種、オグラセンノウなど植物4種の野生生物種を「野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種等に指定しています。

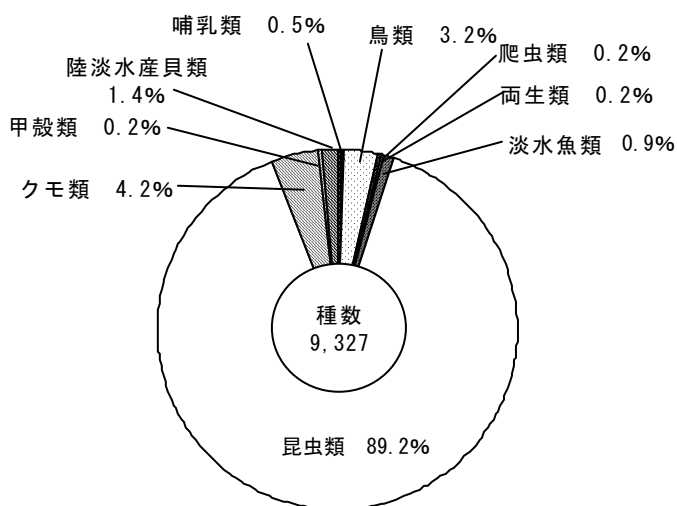
こうした希少な野生生物について、科学的な個体数管理を行い、体系的に保全していくためには、野生生物の生息状況等に関する基礎的な調査を実施して現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育圏の保全を図る必要があります。

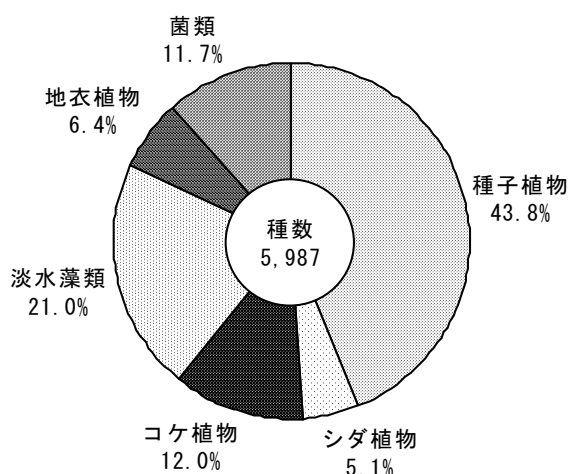
一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

さらに、海外から持ち込まれた外来生物により、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしていることが指摘されており、こうした外来生物による被害を防止することを目的に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、平成17年6月から施行されました。これにより、指定された外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。

図表 3-2-14 広島県内に生息する野生生物種数（動物）



図表 3-2-15 広島県内に生息する野生生物種数（植物）



資料：県自然環境保全室

図表 3-2-16 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況

分類群	県内種数	選定種数	カテゴリ別種数				
			絶滅	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類	準絶滅 危惧	情報 不足
哺乳類	43	19	3	4	3	6	3
鳥類	302	39	0	9	6	17	7
爬虫類	16	5	0	0	1	3	1
両生類	19	9	0	2	3	4	0
淡水魚類	84	18	0	11	3	4	0
昆虫類	8,318	152	4	23	41	84	0
クモ類	389	3	0	0	0	3	0
甲殻類	23	3	0	1	0	2	0
陸淡水産貝類	133	37	1	4	9	15	8
小計	9,327	285	8	54	66	138	19
種子植物	2,625	304	3	67	109	101	24
シダ植物	303	50	0	13	16	20	1
コケ植物	719	54	0	38	10	4	2
淡水藻類	1,258	11	0	1	0	0	10
地衣植物	382	14	0	3	8	3	0
菌類	700	33	0	0	9	24	0
小計	5,987	466	3	122	152	152	37
合計	15,314	751	11	176	218	290	56

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-17 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類群	種名	分類群
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミミズナラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
(ミヤジマトンボ)	昆虫類	計11種類 (内1種は特定野生生物種。実数は10種)	

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-18 特定野生生物種

種名	分類群	種別
ミヤジマトンボ	昆虫類	1種

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-19 鳥獣保護区等の設置状況

区 分	平成 18 年度		第 10 次計画 (19~23 年度)		
	箇所数	設置面積 (ha)	箇所数	設置面積 (ha)	
鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	48	38,717	48	38,612
	集団飛来地	9	15,466	9	15,466
	身近な鳥獣生息地 (特別保護地区)	55 (8)	9,439 (7,962)	52 (8)	9,722 (7,962)
	計	112	63,622	109	63,800
休猟区	0	0	0	0	
特定猟具(銃器)使用禁止区域	42	34,480	43	34,550	
(放鳥獣)猟区	3	4,631	3	4,631	

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-20 野生鳥獣による農作物被害額

(単位：百万円)

区 分	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
イノシシ	488	411	373	343	300	426
サ ル	31	26	35	39	22	27
シ カ	27	39	33	38	39	25
その他獣類	45	37	36	40	35	43
鳥 類	162	201	196	163	148	145
計	713	714	673	623	544	666

資料：県技術振興室

【施策の方向】

- 基礎的調査の実施及び体系的な基礎情報の整備
- 「野生生物の種の保護に関する条例」等に基づく希少野生生物種の保護の推進
- 自然保護に関する各種制度等の活用による野生生物生息・生育域の保護・保全
- 有害鳥獣等の適正な個体数管理による共存の実現
- 外来生物への適切な対応

● 施策の展開

(1) 保護を要する野生生物種の保護

- 「野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種の指定、野生生物保護区の指定などにより、緊急に保護を要する野生生物種の保護を図ります。
- 必要に応じて「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種の見直し等を行います。
- ミヤジマトンボなど、県内に生息する希少野生生物種を保護するため、「保護管理計画」に基づく徹底した保護対策を推進します。

平成18年度に講じた施策・平成19年度に講じる施策

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境保全室]

ミヤジマトンボ（指定野生生物種）の生息地の環境が海砂の侵入により悪化しているため、その生息環境を整備します。

【平成18年度事業実績】草刈等を実施し、生息環境を整備しました。また、専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、今後の生息環境整備について検討しました。

【平成19年度事業内容】引き続き、生息環境を整備します。

イ アビ生息調査 [自然環境保全室]

県鳥に指定されているアビ（指定野生生物種）について、その飛来数を調査し保護対策を行います。

【平成18年度事業実績】生息海域において、飛来数調査を実施しました。

【平成19年度事業内容】引き続き、飛来数調査を実施します。

ウ ダルマガエルの保護管理 [自然環境保全室]

生息地が土地区画整理事業地内にあつたため、緊急避難しているダルマガエル（指定野生生物種）について、関係者や専門家と協議しながら保護管理を進めます。

【平成18年度事業実績】放流試験地における追跡調査を実施するとともに、本放流地の選定と放流を行い、保護管理計画を策定しました。

【平成19年度事業内容】保護管理計画を普及啓発するため、マニュアルを作成するとともに、シンポジウムを開催し、地域で保護活動に携わる人々の意識の高揚を図ります。

(2) 体系的な生態系の保全

- シカやイノシシなど一部の野生鳥獣について、生息状況等の変化に伴い、農林水産業に被害を与えるなどの問題が生じているため、鳥獣保護区の適正配置、狩猟規制の緩和などの対策を講じるとともに、市町が行う個体数管理対策に対して適切な助言を行います。
- 指定野生生物種に指定しているツキノワグマの里山定着化を防ぐため、出没地域周辺でのパトロール、奥山への放獣などの保護対策を進めるとともに、隣接する山口県・島根県と協力して、「特定鳥獣保護管理計画」に基づく科学的な個体数管理を講じていきます。
- 特定外来生物に指定されているアルゼンチンアリによる生態系被害や生活被害の軽減を図るため、アルゼンチンアリが分布する山口県や関係市町と連携して対策に取り組みます。

平成18年度に講じた施策・平成19年度に講じる施策

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境保全室]

ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについて「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいた「特定鳥獣保護管理計画」を策定しました。ツキノワグマについては、西中国山地個体群として、山口・島根との3県で保護管理を進めます。また、イノシシ、ニホンジカについては、個体数の増加による、農林作物の被害拡大により、住民との軋轢が生じており、被害の沈静化を図るため、捕獲頭数の増加を目指します。

【平成18年度事業実績】 専門家を交えて検討会を実施し、関係者から意見を聴き、第2期特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

【平成19年度事業内容】 引き続き、適正な個体数管理、追跡・調査を実施するとともに、特定鳥獣保護管理計画を検証します。

イ クマレンジャー事業〔自然環境保全室〕

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【平成18年度事業実績】 クマ出没地域周辺のパトロールを実施しました。

【平成19年度事業内容】 引き続き、クマ出没地域周辺のパトロール等を実施します。

ウ ツキノワグマ対策協議会の設置〔自然環境保全室〕

ツキノワグマの保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する県ツキノワグマ対策協議会を設立し、保護管理対策を検討、実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施します。

【平成18年度事業実績】 構成市町9市町により、ツキノワグマの保護管理対策について検討しました。

【平成19年度事業内容】 構成市町9市町により、引き続き、保護管理対策等を検討・実施します。

エ 被害防止の普及啓発〔自然環境保全室〕

ツキノワグマによる人身被害防止のため、小学生を対象に普及啓発を行います。

【平成18年度事業実績】 3小学校でツキノワグマの生態等について紹介しました。

【平成19年度事業内容】 引き続き、人身被害防止のため、普及啓発を行います。

オ 鳥獣保護区等の設定〔自然環境保全室〕

鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第10次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定します。

【平成18年度事業実績】 鳥獣保護区特別保護地区の再指定（3箇所854ha）、鳥獣保護区の更新（10箇所7,088ha）、変更（1箇所127ha減）及び特定猟具（銃器）使用禁止区域の再指定（3箇所520ha）を行いました。

【平成19年度事業内容】 鳥獣保護区特別保護地区の再指定（1箇所17ha）、鳥獣保護区の指定（1箇所438ha）、更新（2箇所1,150ha）、特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定（5箇所1,614ha）を行います。

カ 特定外来生物被害防止（アルゼンチンアリ）〔自然環境保全室〕

アルゼンチンアリによる生態系被害、生活被害対策に取り組みます。

【平成18年度事業内容】 広島県、山口県、廿日市市、岩国市で組織するアルゼンチンアリ対策広域行政協議会による実態調査を行いました。

【平成19年度事業内容】 アルゼンチンアリ対策広域行政協議会により、防除に向けた取組を行います。

平成19年度に講じる施策（新規）

ア クマレンジャー研修〔自然環境保全室〕

クマの里山への定着化を防止するためのパトロールや追払いを実施するクマレンジャーの資質向上を図るため、クマレンジャー研修を実施します。

【平成19年度事業内容】クマレンジャーに対し、クマの生態、効果的な追払い方法等について研修を実施します。

(3) 野生生物の生息環境の保全・再生

- 「野生生物の種の保護に関する条例」に基づく野生生物保護区の指定や「自然環境保全条例」に基づく野生動植物保護地区の指定などにより、野生生物の生息・生育環境の保全を図ります。
- 自然生態系との調和を重視した複層林・天然林施策等による森林造成、都市周辺における生態系に配慮した里山林の保全、多自然型護岸の整備、魚介類の産卵・生育等の場として重要な藻場や干潟の保護・保全、ビオトープの整備などにより、野生生物の生息・生育環境の復元・再生を図ります。
- 八幡湿原など希少な動物類や植生群落が存在し、放置すれば貴重な生態系が失われるおそれのある地域について、自然環境の再生を行います。
- 人手が入ることによって生態系のバランスを保ってきた里地里山に、絶滅危倶種のほぼ5割が生息している現状を踏まえ、地域住民やNPOとの連携による地域の実情に応じた保全対策を推進します。

平成18年度に講じた施策・平成19年度に講じる施策

ア 八幡湿原自然再生事業〔自然環境保全室〕

西中国山地国定公園の八幡湿原地域には、希少な動物類や植生群落が存在するものの、森林化が進みつつあり、放置すれば貴重な生態系が失われるおそれがあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行います。

【平成18年度事業実績】事業実施に向けて測量・設計を行うとともに、専門家・地域住民・NPO等の多様な主体が参加した協議会で議論を行い、実施計画を策定しました。

【平成19年度事業内容】非湿原性植物や外来種植物等の伐採を行い、既存のコンクリート三面張り水路上部を撤去し自然河川を復元するとともに取水堰や導水路を整備し、土壌の湿潤化を行うことにより、湿原の再生を図ります。

イ 絆の森整備事業〔林業振興室〕

市民の参画を得た森林整備や、野生生物の生息・生育環境の整備と必要な路網整備を推進します。

【平成18年度事業実績】広島市(0.3ha)、廿日市市(12.17ha)、神石高原町(8.64ha)で整備しました。

【平成19年度事業内容】広島市(0.3ha)、廿日市市(4.32ha)、神石高原町(7.83ha)を整備します。

ウ 森林整備事業（造林事業）〔林業振興室〕（再掲）

⇒ 詳細は「第3章第2節3 豊かな森林の保全と再生」(p115)

3 ビオトープ：ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を意味し、「野生生物の生息空間」を意味する。なお、ビオトープは、生態学的には生物の生息に必要な最少単位の空間のこととされている。一般にはトンボ池など、ある程度のまとまりのある生息地として、やや緩やかな意味で使われ、さらに地域的な広がりを持つ生息空間として幅広く使われることもある。

エ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮 [道路企画室]

規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定します。

オ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画室]

道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を行います。法面の緑化は、道路改良や維持修繕の際、必要に応じて行います。

(4) 野生生物保護思想の普及啓発

- 野生生物や生態系の保全に関する県民の理解を深めるため、広報の実施、愛鳥週間行事等の開催、野生生物保護推進員による啓発などの取組を推進します。

平成 18 年度に講じた施策・平成 19 年度に講じる施策

ア 愛鳥週間ポスター及び標語募集 [自然環境保全室]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスター及び標語を募集し表彰します。

【平成 18 年度事業実績】ポスターは 378 点（小学生 197，中学生 130，高校生 51），標語は 348 点（小学生 300，中学生 42，高校生 6）の応募がありました。

【平成 19 年度事業内容】引き続き、ポスター及び標語を募集し鳥獣保護の意識啓発をします。

平成 19 年度愛鳥週間ポスター特選



福山市立神辺小学校 2 年
松葉咲月



広島市立東原中学校 2 年
向川華世



広島工業大学附属中学校 3 年
岩見智子

イ 野生生物保護啓発事業 [自然環境保全室]

専門的知識を有する講師が、小学生を対象に絶滅危惧種等の現状や保護活動を紹介することにより野生生物保護意識の形成を図ります。

【平成18年度事業実績】安芸高田市立船佐小学校，来原小学校，川根小学校で，ツキノワグマの生態や対処法について，啓発事業を実施しました。

【平成19年度事業内容】引き続き，ツキノワグマを対象として実施します。